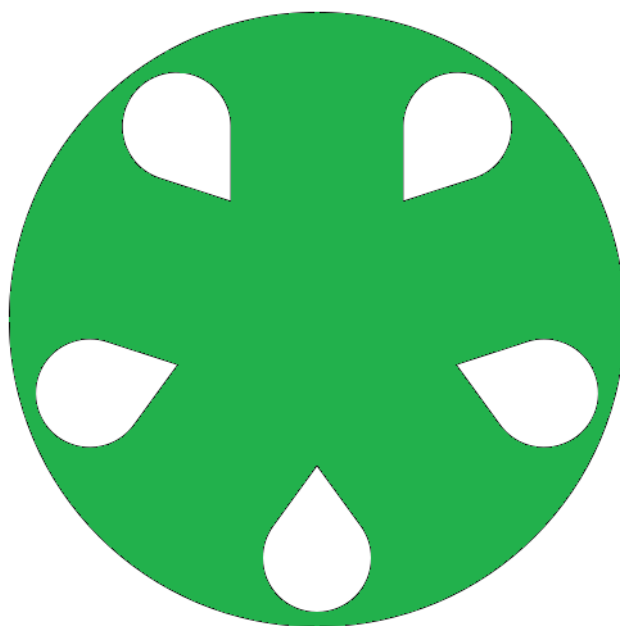


# 大石田町障がい福祉計画

(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画)



令和3年3月  
山形県大石田町



# 目次

I	計画の基本的理念等	1
1.	計画に係る法令の根拠	1
2.	趣旨	1
3.	基本的理念	1
4.	目的及び特色	2
5.	計画の位置付け	2
6.	計画の期間及び見直しの時期	2
7.	計画の達成状況の点検及び評価	2
II	第6期障がい福祉計画	4
1.	令和5年度の成果目標の設定	4
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標	4
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	4
(3)	地域生活支援拠点等の整備に係る目標	5
(4)	福祉施設から一般就労への移行等に係る目標	6
(5)	相談支援体制の充実・強化等に係る目標	7
(6)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標	7
2.	障がい福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策	9
(1)	各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方	9
(2)	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	11
(3)	必要な見込み量の確保のための方策	13
3.	地域生活支援事業の実施に関する事項	14
(1)	地域生活支援事業の実施に関する考え方	14
(2)	実施する事業の内容及び各年度の見込量	14
(3)	各事業の見込量確保のための方策	14
III	第2期障がい児福祉計画	16
1.	令和5年度の成果目標の設定	16
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標	16
2.	障がい児福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策	17
(1)	各年度における障がい児福祉支援サービスの実施に関する考え方	17
(2)	障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込み	18
(3)	必要な見込み量の確保のための方策	19
IV	資料編	20



# I 計画の基本的理念等

## 1. 計画に係る法令の根拠

大石田町障がい福祉計画(以下「計画」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 88 条に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の 2 つの計画を、一体として策定する計画です。

## 2. 趣旨

本計画は、「第 6 次大石田町総合振興計画」基本目標の一つ「健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、障がい者福祉の充実を図るため、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障がい福祉サービス等」という。)並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援(以下「障がい児通所支援等」という。)の提供体制の確保が計画的に図られるように定める計画です。国の定める「基本指針」(※)に即して、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画として策定します。

※国の定める「基本指針」

**「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号)**

## 3. 基本的理念

- (1) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。
- (2) 他市町村との障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の内容に格差のないようにします。
- (3) 地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。
- (4) 障がい者の積極的な社会参加を推進します。**
- (5) 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう支援の提供体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

#### 4. 目的及び特色

本町においては、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

障がいの有無に関わらず、大石田町民としての質の高い生活の実現を目指し、あらゆる場面での基本的人権が保障される社会を実現するため、この計画を策定します。

「障がい者」とは年齢に関わりなく身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい、高次脳機能障がい等に起因する身体または精神上の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障を持つ人、「障がい児」とは児童福祉法で規定する障がい児とします。

また、この計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

#### 5. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

併せて、「第 6 次大石田町総合振興計画」及び「大石田町地域福祉計画」を踏まえ、大石田町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等と、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等を提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量並びにその方策を定める計画です。

#### 6. 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間の計画とします。

#### 7. 計画の達成状況の点検及び評価

大石田町障がい福祉計画の各年度における達成状況等については、定期的に調査、分析及び評価を行い、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら必要があると認めるときは、計画等の変更、事業の見直し等の措置を講じるよう努めます。

「障害」と「障がい」の表記について

平成 19 年 3 月から、県が法令名や法定の制度の名称、他の機関の名称などの固有名詞などを除き、「障害」を「障がい」と表記することにしたことを受け、本町でも「障がい」と表記しています。

## II 第6期障がい福祉計画

### 1. 令和5年度の成果目標の設定

#### (1)福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

##### 【国の指針】

- ① 令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行する者の数を、移行率6%以上とする。
- ② 施設入所利用者の減少見込み数を、減少率1.6%以上とする。  
※ 施設入所者の地域移行は、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。新規での施設入所受け入れと、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和5年度末の利用者数の見込を設定します。

表1 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

	数値	考え方
現時点の施設入所者(A)	20人	令和元年度末の施設入所利用者数
目標年度の施設入所者数(B)	19人	令和5年度末時点の施設入所利用者数
【目標値】地域生活移行者数(C) [地域生活移行率](C)/(A)	2人 10.00%	現時点の施設入所者のうち、目標年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
【目標値】削減見込(A-B) [減少率]((A)-(B))/(A)	1人 5.00%	差引減少見込み数

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

##### 【国の指針】

- ① 精神障がい者の退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
- ② 精神病床における早期退院率 入院後3ヶ月時点の退院率69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上。



国の基本指針にある目標を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めま  
す。

表2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	令和5年度末の数 (町又は圏域での設置)

### (3)地域生活支援拠点等の整備に係る目標

#### 【国の指針】

地域生活支援拠点を令和5年度末までの間に各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保する。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。地域生活支援拠点のあり方について検討し、整備を進めていきます。

表3 障がい者の地域生活の支援に係る目標

	数値	考え方
地域生活支援拠点の確保	1か所	令和5年度末の数 (圏域での整備)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	2回	令和5年度における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数 (圏域での整備)
予定される連携先市町村	村山市、東根市、尾花沢市	

#### ※地域生活支援拠点

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の拠点

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

##### 【国の指針】

- ① 令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。
- ② 令和 5 年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.30 倍以上。就労継続支援 A 型事業については、令和元年度実績の 1.26 倍以上。就労継続支援 B 型については、令和元年度実績の 1.23 倍以上を目指す。
- ③ 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用する。

国の指針にある目標とこれまでの実績及び地域の実情を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

表 4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	1 人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数(B) 【増加率】(B) / (A)	3 人 3.0 倍	令和 5 年度中に施設を退所し、一般就労する者の数
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	0 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D) 【増加率】(D) / (C)	1 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援 A 型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	1 人	就労継続支援 A 型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援 A 型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F) 【増加率】(F) / (E)	1 人 2 倍	就労継続支援 A 型事業利用者のうち、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の数

現在の就労継続支援 B 型事業 利用者の年間一般就労移行者 数 (G)	0 人	就労継続支援 B 型事業利用者のうち、令 和元年度中に一般就労に移行した者の 数
目標年度の就労継続支援 B 型 事業利用者の年間一般就労移 行者数 (H)	1 人	就労継続支援 B 型事業利用者のうち、令 和 5 年度中に一般就労に移行する者の 数
【増加率】(H) / (G)		
現在の年間一般就労移行者の うち、就労定着支援事業の利用 者数	1 人	平成 31 年 4 月から令和元年 9 月の間に 福祉施設を退所し、一般就労に移行した 者の数
	0 人	上記のうち、就労定着支援事業を利用し た人数
目標年度の年間一般就労移行 者のうち、就労定着支援事業利 用者の割合	7 割	令和 5 年度中に福祉施設を退所し、一般 就労に移行する者(就労移行後 6 月以上 経過した者に限る。)のうち、就労定着支 援事業を利用している者の割合
就労定着支援による職場定着 者数	0 人	平成 30 年度中に就労定着支援事業の利 用を開始した者の人数
	0 人	上記のうち、1 年以上職場に定着するこ とができた人数

## (5) 相談支援体制の充実・強化等に係る目標

### 【国の指針】

令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	村山市、東根市、尾花沢市と連携して基幹相談支援センターを設置し、実施体制を確保する

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築に係る目標

### 【国の指針】

令和 5 年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記のとおり成果目標を定めます。

障がい福祉サービス等に係る研修への積極的参加を図ります。

## 2. 障がい福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策

(1)各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方

① **必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実させます。**

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについては、障がいの種別に関わり無くサービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。

② **希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させます。**

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実します。

一般就労した障がいをお持ちの方が、職場に定着できるよう就労定着に向けた支援を促進します。

③ **グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。**

地域生活移行を進めるうえで重要となる共同生活援助施設としてのグループホームは、利用の希望に沿えるよう施設の充実や整備を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また、就労移行支援や就労継続支援事業等の適切な利用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や、働く場の拡大を図ります。

地域移行の促進が図られるよう、利用者や家族への情報提供を行います。

④ **必要な入所施設の整備を検討していきます。**

地域におけるニーズを的確に把握し、必要な入所施設の整備を推進します。新規整備施設については、これまでの単なる入所施設ではなく、グループホームや短期入所、地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う地域生活支援型施設として整備を検討していきます。

⑤ **相談支援の提供体制を確保します。**

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

また、発達障がい者等に対する支援体制の確保に努めるとともに、相談支援体制の検証と評価を行いながら、更なる充実に向けた検討を行います。

## (2)指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

### ① 訪問系サービスの見込み

令和元年度の実績値を把握し、伸び率等を換算し推計しました。

当該見込み量は「利用人数」と「利用時間」として算出し、1か月単位とします。

表5 訪問系サービスの現状と計画値

	令和元年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人	時間分	人	時間分	人	時間分	人	時間分
居宅介護	3	61	4	43	4	43	4	43
重度訪問介護	1	568	1	692	1	692	1	692
同行援護	1	4	1	4	1	4	1	4
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0

### ② 日中活動系サービスの見込み

「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「療養介護」、「短期入所」、「就労定着支援」に分類される日中活動系サービスの推計については、サービスに関わる利用期間等を考慮し、推計しました。

当該見込み量は「利用人数」と「利用延べ日数」として算出し、1か月単位とします。

表6 日中活動系サービスの現状と計画値

	令和元年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数
生活介護	22	468	23	487	23	487	23	487
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	1	13	1	10	1	10	1	10
就労継続支援(A型)	7	136	6	125	6	125	6	125
就労継続支援(B型)	19	324	21	387	21	387	22	405
就労定着支援	0	0	1	12	1	12	1	12

(注)利用延日数=人日分

人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

令和元年度の実績は実数とし、目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけて、サービス利用期間等を考慮したものです。

### ③ 居住系サービスの見込量

「自立生活援助」、「施設入所支援」、「共同生活援助」に分類される居住系サービスの推計については、サービス提供事業者の参入見込みにより推計しました。

表7 居住系サービスの現状と計画値

	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助	0	0	0	0
共同生活援助	17	17	17	17
施設入所支援	18	18	18	18
療養介護	1	1	1	1
短期入所	1人(3日)	1人(3日)	1人(3日)	1人(3日)

(注)短期入所( )内の日数については、1ヶ月当たりの日数

### ④ 相談系サービスの見込量

「計画相談支援」については、平成27年度から相談支援事業者による障害福祉サービス等利用計画作成が必須となりました。令和元年度の実績値を基礎に推計しました。

表8 相談支援の現状と計画値

	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
計画相談支援	67人分	67人分	67人分	67人分
地域移行支援	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人



### (3) 必要な見込み量の確保のための方策

- ① 指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により多様な事業者の参入を促進します。
- ② 地域生活や一般就労への移行を促進するため、訪問系及び通所系サービスやグループホームの利用充実を図ります。
- ③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進を図ります。

### 3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1)地域生活支援事業の実施に関する考え方

- ① 障がい者や障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に柔軟に対応する障がい者支援のための事業を実施します。
- ② 広域的、専門的支援については、各関係機関、専門機関の支援をいただきながら、地域に存在する資源を生かし、地域における日常社会生活に関する一般的な支援を中心に地域生活支援事業を実施します。

#### (2)実施する事業の内容及び各年度の見込量

- ① 地域生活支援事業については、平成 29 年度から令和元年度までの実績数値を基礎にして実施事業、実施量を見込みながら、令和元年度までに実績のない事業であっても、必要とされる事業等については、その実施を見込んでいます。

(具体的見込量については別表参照)

#### (3)各事業の見込量確保のための方策

- ① 地域における障がい者福祉の関係者、関係機関との連携、障がい者本人や家族、支援者との協働により、地域生活支援事業の充実を図り、幅広い事業の展開を目指していきます。

## 別表

事業区分	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
<b>相談支援事業</b>				
障がい者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
<b>成年後見制度利用支援事業</b>	0 件	1 件	1 件	1 件
<b>意思疎通支援事業</b>				
手話通訳者派遣事業	0 回	5 回	5 回	5 回
要約筆記者派遣事業	0 回	1 回	1 回	1 回
<b>日常生活用具給付等事業</b>				
①介護・訓練支援用具	9 件	1 件	1 件	1 件
②自立生活支援用具	0 件	1 件	1 件	1 件
③在宅療養等支援用具	2 件	1 件	1 件	1 件
④情報・意思疎通支援用具	3 件	1 件	1 件	1 件
⑤排泄管理支援用具	127 件	168 件	168 件	168 件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	1 件	1 件	1 件
<b>移動支援事業</b>				
ア 個別支援型	0 人	1 人	1 人	1 人
※下段は利用見込み時間数(年)	0 時間	12 時間	12 時間	12 時間
イ グループ支援型	2 人	5 人	5 人	5 人
※下段は利用見込み回数(年)	182 回	600 回	600 回	600 回
<b>地域活動支援センター事業</b>				
基礎的事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
<b>その他の事業</b>				
訪問入浴サービス事業	0 人	1 人	1 人	1 人
日中一時支援事業	2 人	2 人	2 人	2 人
※下段は利用見込み回数(年)	40 回	24 回	24 回	24 回
自動車運転免許所得・改造助成事業	0 件	1 件	1 件	1 件

### III 第2期障がい児福祉計画

#### 1. 令和5年度の成果目標の設定

##### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

###### 【国の指針】

- ① 重層的な地域支援体制の構築：
  - (ア)令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に最低でも1か所以上設置する。(圏域設置も可)
  - (イ)令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

⇒障がい児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)を推進するため各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、体制整備をする。
- ② 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を最低でも各1か所以上を確保する。(圏域設置も可)
- ③ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

国の指針にある目標を踏まえ、障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図るため、下記のとおり成果目標を定めます。

児童発達支援施設(事業所)が町内になく、現在は村山市や東根市に通所しています。単独での事業展開は困難ですが、今後、圏域での利用を視野に入れて提供体制の検討と整備をしていきます。併せて、保育所等訪問支援が利用できる体制の検討と構築を図ります。

重症心身障がい児が利用できる事業者数の増加に向けて働きかけを行うとともに、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進します。

表9 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

	数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和5年度末※
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	令和5年度末
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所	令和5年度末※
医療的ケア児支援の協議の場	1か所	令和5年度末※
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末※

※圏域での設置も含め検討していきます。

## 2. 障がい児福祉サービスの必要な見込み量及び確保のための方策

(1) 各年度における障がい児福祉支援サービスの実施に関する考え方

### ① 障がい児通所支援サービスを充実させます。

◆ 障がいのある子どもが地域で生活するためには、本人とその家族を包括的に支える仕組みが必要です。養護者による早期療育の重要性や障がいへの理解・関心が高まっており、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実を図ります。

◆ 重症心身障がい児や医療的ケア児等については、今後、圏域での利用を視野に入れて提供体制の整備を検討していきます。また、医療的ケアを必要とする児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、他分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置についても検討を行います。

### ② 相談支援の提供体制を確保します。

◆ 障がい児相談支援により、的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに、必要な通所支援のサービスや、身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。

◆ 本町においては、発達気になる子どもについては、乳幼児健診や訪問等の機会に状況を把握し、早期の気づきにつなげる取り組みを行っています。また、就学に向けて配慮が必要な場合には、教育委員会との連携を図っています。今後も、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、相談支援事業所や関係機関で情報を共有し、適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

表 10 相談支援体制の充実・強化等

項 目	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和5年度末までに近隣市町と連携し、基幹相談支援センターを設置し、実施体制を確保する。

(2) 障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な量の見込み

① 障がい児通所支援サービスの見込量

「障がい児通所支援」については、児童の年齢とサービスに関わる利用期間等を考慮して推計しました。

当該見込み量は「利用人数」と「利用延べ日数」として算出し、1か月単位とします。

表 11 障がい児通所支援の現状と計画値

	令和元年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数	人	利用延日数
児童発達支援	2	10	2	10	3	16	3	16
放課後等デイサービス	4	53	5	63	6	73	7	83
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	2		3		3		3	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	0		1		1		1	

(注)利用延日数＝人日分

人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

令和元年度の実績は実数とし、目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけて、児童の年齢等を考慮したものにしています。

(3) 必要な見込み量の確保のための方策

- ① 障がい児通所支援のサービス、または障がい児相談支援の事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により、多様な事業者の参入を促進します。
- ② 障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、障がい児通所支援等の提供体制の整備を推進します。また、保育、保健医療、教育委員会等関係機関との連携体制を充実し、療育支援を図ります。
- ③ 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、地域における課題の整理や地域支援の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置や、その活動を支える体制整備の検討をしながら、取組を推進します。

## IV資料編

### 第4期大石田町障がい福祉計画到達状況

訪問系サービスの計画と実績(表5)

1か月単位

	平成30 年度計画	令和元 年度計画	令和2 年度計画	令和2年 10月実績	比較
居宅介護	96時間	96時間	96時間	7時間	7.29%
重度訪問介護	568時間	568時間	568時間	692時間	121.8%
同行援護	20時間	20時間	20時間	0時間	0%
行動援護	0時間	0時間	0時間	0時間	100.0%
重度障がい者等 包括支援	0時間	0時間	0時間	0時間	100.0%

(注) 第4期障がい福祉計画では、訪問系サービスの見込量は、合計値で標記しています。

日中活動系サービスの計画と実績(表6)

1か月単位

	平成30 年度計画	令和元 年度計画	令和2 年度計画	令和2年 10月実績	比較
生活介護	690人日分	684人日分	684人日分	744人日分	108.7%
自立訓練(機能訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	100.0%
自立訓練(生活訓練)	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	100.0%
就労移行支援	88人日分	88人日分	88人日分	31人日分	35.2%
就労継続支援(A型)	176人日分	176人日分	176人日分	124人日分	70.4%
就労継続支援(B型)	374人日分	374人日分	374人日分	620人日分	165.7%
就労定着支援	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	100.0%

(注) 人日分という単位は、事業所を利用した人数に日数をかけた延べ回数(人×日)のことです。

目標年度においては、一人あたりの利用平均日数に目標年度の利用推計人員をかけたものになっています。

居住系サービスの計画値と実績(表7) (支給決定人数)

1か月単位

	平成30 年度計画	令和元 年度計画	令和2 年度計画	令和2年 10月実績	比較
自立生活援助	0人分	0人分	0人分	0人分	100.0%
共同生活援助	17人分	17人分	17人分	13人分	76.4%
施設入所支援	18人分	18人分	18人分	21人分	116.6%
療養介護	1人分	1人分	1人分	1人分	100.0%
短期入所	10人日分	10人日分	10人日分	0人分	100.0%



相談支援の計画値と実績(表 8)

1 か月単位

	平成 30 年 年度計画	令和元年 年度計画	令和 2 年 年度計画	令和 2 年 10 月実績	比較
計画相談支援	58 人分	58 人分	58 人分	71 人分	122.4%
地域移行支援	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	100.0%
地域定着支援	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	100.0%

障がい(児)者の手帳所持者数[令和2年3月末]

身体障がい者手帳

障がい名	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	10	8	1	1	0	1	21
聴覚	18歳未満	0	0	1	0	0	1	2
	18歳以上	2	6	5	23	0	20	56
平衡機能	18歳未満	0	0	0	0	0		0
	18歳以上	0	0	0	0	0		0
音声・言語・ そしゃく機能	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	0	1	3	2			6
内部	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	58	1	10	25			94
肢体不自由	18歳未満	0	1	0	0	1	0	2
	18歳以上	18	32	44	56	46	14	210
計	18歳未満	0	1	1	0	1	1	4
	18歳以上	88	48	63	107	46	35	387
	計	88	49	64	107	47	36	391

精神障がい者保健福祉手帳

	1級	2級	3級	計
計	8	15	10	33

療育手帳

	重度(A)	中軽度(B)	計
18歳未満	3	9	12
18歳以上	15	48	63
計	18	57	75

## 用語解説

### 障害者総合支援法のサービス種類と概要

サービス種類	サービス概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が、外出する際に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)や移動の援護等の必要な援助を行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 児童福祉法のサービス種類と概要(障がい児通所支援：市町村)

サービス種類		サービス概要
児童発達支援	児童発達支援センター	<p>通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する子どもや家族への支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。</p>
	児童発達支援	<p>通所利用の未就学の障がいのある子どもに対する支援を行う身近な療育の場です。日常における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>医療の提供の有無によって、福祉型と医療型に分かれます。</p>
居宅訪問型児童発達支援		<p>障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、居宅訪問をし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。</p>
放課後等デイサービス		<p>学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練、社会交流の訓練や機会の提供等を継続的に支援します。</p> <p>学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
保育所等訪問支援		<p>保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応の専門的な支援等を行います。</p>
障がい児相談支援		<p>○障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、基本相談支援を行い、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障がい児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業等との連絡調整を行います。</p>

## 児童福祉法のサービス種類と概要(障がい児入所支援：都道府県)

サービス種類	サービス概要
障がい児入所施設	<p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>障がい児に対する施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう 2012(平成 24)年度により一元化が行われました。これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。</p> <p>18 歳以上の障がい児施設入所者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。</p>

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抜粋)

- ※ 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされています。

### 【障害者総合支援法(抜粋)】

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 三 次条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## 児童福祉法(抜粋)

- ※ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

【児童福祉法(抜粋)】

第 33 条の 19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画及び第 33 条の 22 第 1 項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の溜めの方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)





**大石田町障がい福祉計画  
(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画)**

2021(令和3)年3月

発行 大石田町 保健福祉課

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL(0237)35-2111 FAX(0237)35-2118